

エコアクション21地域事務局

ECO-KEEA（エコケア）九環協の取組

（一財）九州環境管理協会 普及啓発部 永津 龍一

1. はじめに

昨年秋、国連環境計画と世界気象機関が共同で設置した「気候変動に関する政府間パネル」いわゆる IPCC が、気候変動に関する第 5 次報告書第 1 作業部会報告書を公表しました。この報告書の中で、IPCC は、現在の地球システムの温暖化は疑う余地がないこと、地球温暖化は主に人間活動による影響である可能性が極めて高いということを説明するとともに、このままでは、気温の上昇や海水面の上昇など、地球の気候システムに重大な影響を与えると警告しています。まさに、世界中で干ばつ、洪水、寒波の頻発や、大規模なハリケーンが猛威をふるっている状況に一致していると思われます。

地球温暖化問題をはじめ様々な環境問題に対処するためには、人々の生活スタイルを環境に配慮したものへとすることはもちろん、多量のエネルギーや資源を投入して経済活動を行っている企業において、環境への負荷をできるだけ小さなものとなるようにその活動を転換していくことが重要な課題となっています。

このような中、企業経営と環境対策を統合するための極めて有効な手法として、エコアクション21（以下「EA21」という。）が益々注目を集めています。

2. EA21とは

EA21 とは、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その結果を評価して見直し、適切な環境への取組に向けて継続的に改善を行っていくための環境マネジメントシステムです。また、取組結果について、環境活動レポートとして作成・公表し、社会との環境コミュニケーションを行うための方法です。

特に、この EA21 では、事業者の業種、業態、規模に合わせ、最も効果的、効率的なマネジメントシステムを構築することを重視していますので、中小事業者でも無理なく取り組むことができるという特徴を有しています。更に、EA21 では、EA21 に適切に取り組む事業者に対し、第三者がシステムへの適合を認証・登録する仕組みが設けられています。

この EA21 の認証・登録を受けた事業者には、環境への負荷の削減はもちろん、経営の効率化や企業イメージの向上、更には公共事業への入札参加資格の要件適合、優良産廃処理業者の認定基準の 1 つである「環境配慮の取組」への適合など多くのメリットがあります。

3. 九環協の取組

九環協では、EA21 の普及促進を図るため、平成 17 年 9 月に EA21 地域事務局として、ECO-KEEA（エコケア）九環協を開設しました。

地域事務局では、認証・登録を希望する事業者（既に認証・登録を受けている場合は中間又は更新の審査を希望する事業者）から審査申込書を受け付け、審査の要件に適合しているかどうかを確認します。次に、受審事業者の業種、業態及び規模等を考慮し、最も適切と考えられる審査人を選定します。そして、審査が終了し審査人から審査報告書を受領した後に、重層的にチェックを行うため、学識者等で構成する地域判定委員会により認証・登録の可否を判定します。

このようにして ECO-KEEA 九環協を通じて認証・登録を行った事業者数は、関係者のご理解とご支援により、毎年度着実に増加しており、平成 25 年度末現在で 284 事業所となっております。

平成 25 年度は、以上の地域事務局の業務に加え、次のような取組を行いました。

(1) 自治体イニシアティブ・プログラム

九環協では、自治体と連携して EA21 導入セミナー（EA21 ガイドライン要求事項の解説など）と集合コンサルティング（全 5 回による段階的なシステム構築への支援）をセットにした自治体イニシアティブ・プログラムを推進しています（写真 1）。

平成 25 年度は、昨年同様、福岡県・福岡市と連携したプログラムを実施したところ 11 社が参加されました。



写真 1 自治体イニシアティブ・プログラムによる導入セミナー風景

(2) 関係企業グリーン化プログラム

自治体イニシアティブ・プログラムと同様、関係企業向けに導入セミナーと集合コンサルティングをセットにした無料の関係企業グリーン化プログラムを実施しています（写真 2）。平成 25 年度は、あいおいニッセイ同和損害保険（株）によるグリーン化プログラムを実施しました。



写真 2 関係企業グリーン化プログラムによる集合コンサルティング風景

(3) フォローアップセミナー

EA21 の継続的な取組と企業価値の一層の向上を目指し、昨年度に引き続き、認証・登録事業者を対象としたフォローアップセミナーを開催しました。セミナーでは、EA21 による環境経営をテーマとした講演などのほか、EA21 に先進的に取り組む事例の紹介が行われました。セミナーには 20 社が参加されました。

(4) 制度改革モデル事業の実施

EA21 認証・登録制度は、発足から 10 年程が経過する一方、近年、様々な課題に直面しています。このため、現在、EA21 中央事務局（東京）にワーキンググループが設置され、制度の安定運営の確保や審査の質の向上等の観点から、制度改革に向けて検討が進められています。この検討の一環として、平成 25 年 7 月、中央事務局から九州・沖縄ブロックの地域事務局に対してモデル事業実施の要請があったことから、九州・沖縄ブロックでは、平成 26 年 1 月と 2 月に 2 回に亘って合同判定委員会を開催し、この合同判定委員会の開催・運営を通じて、審査人の力量評価や判定委員会のあり方等について検討を行いました。

4. 今後の取組

(1) EA21 制度の改善

EA21 制度は、九州・沖縄ブロックモデル事業の成果なども踏まえ、中央事務局において今後更に本格的な検討が進められると考えられます。ECO-KEEA 九環協では、引き続き、中央事務局及び九州・沖縄の各地域事務局と連携しながら、EA21 制度の一層の発展が図られるよう、積極的に協力していきたいと考えています。

(2) 地域判定委員会における中間審査の取扱

ECO-KEEA 九環協では、これまで全ての中間審査について、地域判定委員会の審議に付していましたが、継続してガイドラインの要求を満たしているなど、地域事務局により審議の必要がないと判断されるものは、平成 26 年 4 月から、地域判定委員会及び中央事務局への審査結果報告にとどめ、手続きの迅速化を図ることとしました。

今後も、EA21 の普及促進はもちろん、事務処理の一層の改善やフォローアップセミナーの開催などを通じて、事業者の認証・登録の手続きや認証・登録を継続している事業者への支援に努めていく考えです。